

1. 件名：「高浜発電所3号炉及び4号炉の地震等に係る新規規制基準適合性審査（蒸気発生器取替工事等）に関する事業者ヒアリング（1）」

2. 日時：令和5年11月20日（月） 13時30分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全・技術部門

土木建築技術グループ チーフマネジャー 他7名

5. 要旨

(1) 関西電力（株）から、令和5年4月25日に申請のあった原子炉設置変更許可申請（蒸気発生器取替工事等）について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・ 評価の位置づけについては、「影響検討」ではなく今回の申請にあたってどのように評価したのか明確になるよう、用語等の記載について適正化すること。

(3) 関西電力（株）から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 高浜発電所蒸気発生器取替えに係る設置許可基準規則の適合性について【第三条】
- ・ 高浜発電所 原子炉設置変更許可申請の概要【蒸気発生器取替え蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置】
- ・ 高浜発電所3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替えの概要について
- ・ 高浜発電所 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規則の適合性について【DB共通条文他】
- ・ 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規

則の関係性について